

# 兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第27号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程 .....	1

## 企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県公営企業管理者 片山 安孝

### 兵庫県企業庁管理規程第2号

#### 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第16条の表主任工事検査専門員又は工事検査専門員の項の次に次のように加える。

企業誘致専門員	課	上司の命を受け、企業誘致に関する事務その他の担当事務を処理する。
---------	---	----------------------------------

(企業庁処務規程の一部改正)

第2条 企業庁処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号を次のように改める。

(8) 削除

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第3条 企業庁地方機関処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 削除

(企業庁会計規程の一部改正)

第4条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第44条第1項第1号中「、賃金(職員給与費を除く。)」を削る。

第45条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第50条第2項中「、日雇労働者に対する賃金」を削る。

第56条中「並びに賃金、」を「及び」に改める。

第89条第1項第2号中「その責めに帰すべき理由により」を削り、同項第3号中「第28条第3項」を「第28条第3項若しくは第5項」に、「第29条若しくは第29条の2」を「同法第29条若しくは第29条の2第1項」に改める。

第90条第1項中「相当する額」の右に「(契約に10分の1を超える特約があるときは、当該特約による額)」を加え、「ただし、契約に10分の1以上の特約があるときは、当該定めによる。」を「ただし、当該契約の解除が契約の相手方の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。」に改める。

第143条第2項第1号中「小野・市場産業拠点」を「ひょうご小野産業団地」に改める。

別表第2費用勘定の部中

「		
報酬		

賃金	臨時職員に係る賃金	
----	-----------	--

を

報酬		
----	--	--

に、

報酬 賃金	臨時職員に係る賃金のみ	
----------	-------------	--

を

報酬		
----	--	--

に、

報酬 賃金	((常用賃金))	((臨時賃金))
----------	----------	----------

を

報酬		
----	--	--

に改め、同表資産勘定の部中「賃金の細々節は、「(目) 総係費 (節) 賃金」の細節と同じ。」「((賃金))」及び「、又賃金は、「(目) 総係費 (節) 賃金」の細節と」を削る。

別表第3費用勘定の部中

報酬 賃金	((常用賃金))	((臨時賃金))
----------	----------	----------

を

報酬		
----	--	--

に改め、同表資産勘定の部中「、賃金」及び「((賃金))」を削る。

別表第6費用勘定の部中「((賃金))」を削り、同表資産勘定の部中

	((報酬))	
	((賃金)) 常用賃金、臨時賃金	

を

	((報酬))	
--	--------	--

に改める。

別表第7費用勘定の部中

「

報酬 賃金	((常用賃金))	((臨時賃金))
----------	----------	----------

を

「

報酬		
----	--	--

に改める。

別表第7の2収益勘定の部中「小野・市場産業拠点」を「ひょうご小野産業団地」に改め、同表費用勘定の部中「小野・市場産業拠点」を「ひょうご小野産業団地」に改め、「((賃金))」を削り、同表資産勘定の部中「小野・市場産業拠点」を「ひょうご小野産業団地」に、

「

	((報酬))	
	((賃金)) 常用賃金、臨時賃金	

を

「

	((報酬))	
--	--------	--

に改め、同表負債勘定の部中「小野・市場産業拠点」を「ひょうご小野産業団地」に改める。

別表第8負債勘定の部流動負債の款未払費用の項中「、賃金」を削り、同表事務経費の部賃金の項を削る。

別表第9中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から27の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第11本庁の項中「総務課副課長及び総務課総務企画班長」を「総務課副課長並びに総務課総務企画班班長及び主幹」に改める。

様式第34号中

「

7 債務不履行の場合の措置

(1) 契約の解除

- ア 正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- イ 自己の責めに帰すべき理由により履行期間又は履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ウ 検査を妨げたとき。
- エ 契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

(2) 契約保証金の処分

契約が解除されたときは、県に帰属するものとする。

(3) 違約金の納付

- ア 履行遅滞の場合は、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額
- イ 契約解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する額。ただし、契約保証金を徴している場合においては、契約保証金の額を控除するものとする。

を

「

7 債務不履行の場合の措置

(1) 契約の解除

- ア 正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- イ 履行期間又は履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- ウ 検査を妨げたとき。
- エ 契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- (2) 契約保証金の処分  
契約が解除されたときは、県に帰属するものとする。ただし、自己の責めに帰することができない理由により契約が解除されたときは、この限りでない。
- (3) 違約金の納付
  - ア 履行遅滞の場合は、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額
  - イ 契約が解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する額（契約保証金を徴している場合においては、当該額から契約保証金の額を控除した額）とする。ただし、自己の責めに帰することができない理由により契約が解除された場合は、納付を要しない。

に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第5条 企業庁財産評価審査会規程（昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の招集において、会長は委員のうち出席を求めるものを指名する。

第6条第1項中「審査会は、」の右に「前条第2項の規定により指名された」を加え、「(会長及び副会長を含む。)」を「(会長及び副会長を含む。次項において同じ。)」に改める。

別表中「総務課経営企画参事」を「総務課事業戦略参事」に改め、「水道課経営参事」を削る。

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

第6条 企業庁補償審査会規程（昭和61年兵庫県企業庁管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企業庁長」を「公営企業管理者」に改め、同条第3項中「次長及び課長」を「次長、課長及び参事」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の招集において、会長は委員のうち出席を求めるものを指名する。

第6条第1項中「補償審査会は、」の右に「前条第2項の規定により指名された」を加え、「(会長を含む。)」を「(会長を含む。次項において同じ。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の企業庁会計規程第44条第1項第1号、第45条第1項、第50条第2項、第56条、第143条第2項第1号、別表第2、別表第3、別表第6から第8まで及び別表第9の規定は、令和2年度以降の年度の勘定科目から適用し、令和元年度以前の年度の勘定科目については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の企業庁会計規程第89条第1項、第90条第1項及び様式第34号の規定は、この管理規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。